

補装具を作成した場合の医療費助成の申請方法について

医師の指示により、健康保険を利用して作成した補装具（治療用メガネ、コルセット等）の費用の自己負担分を助成します。（一部上限額あり）

補装具はいったん医療費の全額を自己負担していただくため、下記の手順に従って償還払いの手続きを行ってください。

1. 加入している健康保険へ保険適用分の療養費の申請を行う

《必要書類》

- 補装具の領収書
- 医師の指示書、装具装着証明書など（補装具作成時に受け取った書類）
- 療養費支給申請書

※医療費助成申請のために必要となるため、提出前に必ずコピーをとってください。

※その他詳しくは加入の保険者または職場へお問い合わせください。

2. 健康保険から療養費の支給を受ける

保険適用となる療養費（7割または8割）がご加入の保険者から支給され、「支給決定通知書」を受け取ります。

3. 医療費助成の申請を行う

下記の必要書類を福祉課へご提出ください。

《必要書類》

- 補装具の領収書（コピーでも可）
- 医師の指示書、装具装着証明書など（コピーでも可）
- 療養費の支給決定通知書（原本）
- 受療者の健康保険証
- 受療者の医療費受給証
- 受給者（保護者）名義の通帳

4. 医療費助成金の支給

申請書類にて保険者からの療養費の支給を確認したあと、保険適用分のうちの自己負担分を償還払いでお支払いします。（一部上限額あり）

助成金は原則として申請をした月の翌月末（平日）に指定口座へ振り込みとなります。

決定通知はお送りしていませんので、記帳等でご確認ください。

〒945-8511
柏崎市日石町2番1号
柏崎市福祉保健部福祉課総務係
TEL 0257-41-5650（直通）